

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令について

令和7年1月29日

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第366号）により、特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金の額並びに専任の配置技術者を必要とする建設工事の請負代金の額が見直されることとなりました。

また、額の見直しに係る改正規定の施行日は令和7年2月1日であり、施行日以降においては改正後の金額が適用になりますので、御留意くださいますようお願いいたします。

- (1) 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負金額の下限
ア) 建築一式工事の場合 7,000万円→8,000万円
イ) 建築一式工事以外の場合 4,500万円→5,000万円
- (2) 主任技術者又は監理技術者の専任の配置が必要となる建設工事の請負金額の下限
ア) 建築一式工事の場合 8,000万円→9,000万円
イ) 建築一式工事以外の場合 4,000万円→4,500万円

詳細は下記のページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00267.html

（国土交通省 報道発表資料「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定）